

平成27年度 コージェネ導入関連補助金(省庁) 概要

所管省庁	補助事業名	執行団体	補助率(上限)等	対象設備			予算	公募期間	
				原動機発電機	排熱ボイラ	燃料電池			
経済産業省	エネルギー使用合理化等事業者支援補助金	環境共創イニシアチブ(SII)	・1/3以内 (エネマネ事業者活用時1/2以内) ・上限: 50億円/年度・事業 ・下限: 100万円/年度・事業	○ 電力逆流時 も補助対象	○	○	約210億円	H27.6.19 ~ H27.7.15	
	エネルギー使用合理化等事業者支援補助金(民間団体等分)(LPガス分)	日本LPガス団体協議会	・1/3以内 ・上限: 1.8億円/事業	○	○	×	4.9億円	H27.5.7 ~ H27.6.15	
	促進分散型電源補助金	ガスコージェネレーション推進事業 (合計発電出力: 5kW以上10,000kW未満) ガスコージェネレーション推進事業 (合計発電出力: 10,000kW以上)	都市ガス振興センター	・地方自治体等: 1/2以内 ・民間: 1/3以内 上限: 5億円/年・1補助事業 1/6以内 ただし、パイプライン沿線: 1/4以内 上限: なし	○	○	○	249.7億円 (基金管理最長5年)	H27.4.27 ~ H27.6.10
環境省	低炭素価値向上に向けた社会システム構築支援事業	福祉・公共施設等整備に当たっての低炭素価値向上分野(省CO2型福祉施設等モデル支援事業) 次世代型社会インフラ整備に当たっての低炭素価値向上分野(地域の未利用資源等を活用した社会システムイノベーション推進事業)	低炭素社会創出促進協会	①設備導入調査: 定額(上限100万円) ②設備導入: 1/3 ①事業化計画(上限2000万円) 地方公共団体: 定額 その他: 1/2 ②実証事業: 2/3 ③設備導入事業 地方公共団体: 2/3, 1/2 その他: 1/2, 1/3	○	○	-	73億円 (他補助事業と合算)	H27.4.14 ~ H27.5.15 H27.4.14 ~ H27.5.15
	先進対策の効率的実施による二酸化炭素排出量大幅削減設備補助事業(ASSET事業)	温室効果ガス審査協会	1/3以内 上限: 2億円/1事業者	○	○	○	28億円	H27.4.27 ~ H27.5.29	
	設備の高効率化改修支援モデル事業<NEW>	温室効果ガス審査協会	①民間企業 資本金1,000万円未満: 2/3 資本金1,000万円以上: 1/2 ②地方公共団体 政令市未満: 2/3 都道府県, 政令市及び特別区: 1/2 ③上記以外: 1/2 補助金上限: なし	○ メンテナンス補助	○ メンテナンス補助	○ メンテナンス補助	5億円	H27.4.30 ~ H27.6.12	
	先導的「低炭素・循環・自然共生」地域創出事業(グリーンプラン・パートナーシップ事業)	日本環境協会	①調査・計画策定(上限1000万円/件) 都道府県, 市町村, 特別区等: 定額 その他(民間企業等): 1/2 ②設備導入(上限なし) 政令指定都市以外の市町村: 2/3 その他(民間企業等): 1/2	○	○	×	48億円 (新規公募分約14億円)	H27.5.1 ~ H27.6.12	
	サステナブル建築物等先導事業(省CO2先導型)	建築研究所	1/2以内 補助金上限: ①非住宅の新築は採択プロジェクトの総事業費の5%または10億円の少ない金額 ②戸建住宅 300万円	○	○	-	60.75億円の内数	H27.6.9 ~ H27.7.17	
国土交通省	既存建築物省エネ化推進事業	国土交通省 既存建築物省エネ化推進事業評価事務局	1/3 (上限: 5,000万円/件, 内, 設備費は2,500万円まで)	○	○	-		H27.6.26 ~ H27.7.30	
	災害時業務継続地区整備緊急促進事業<NEW>	国交省 都市局 市街地整備課	①地方公共団体、都市再生機構等: 2/5 ②民間事業者等: 1) 地方公共団体から補助なし: 23% * 2/5 2) 地方公共団体から補助あり: 23% * 4/15 ・補助金総額上限: 20億円/事業	○	○	○	3.48億円	H27.3.2 ~ H27.3.19	

平成27年度コージェネ関連税制優遇

所管省庁	補助事業名	証明団体	対象設備			概要	期間
			原動機発電機	排熱ボイラ	燃料電池		
経済産業省	生産性向上設備投資促進税制	・コージェネレーション: コージェネレーション・エネルギー高度利用センター ・その他機器: 各工業団体	○	○	○	生産性向上に資する設備を導入することで税制優遇措置が適用される。 ・即時償却または税額控除(5%) ※年度により控除額異なる。 ※補助金と併用可	H26.1.20 ~ H29.3.31
	コージェネレーションに係る課税標準の特例措置の創設(固定資産税)	コージェネレーション・エネルギー高度利用センター	○	○	×	CGSIに関わる固定資産税の課税標準を3年間5/6に軽減 ※補助金併用可	H27.4.1 ~ H29.3.31

注記1: 本資料は2015年8月20日現在、省庁、都道府県、政令指定都市を対象に調査した内容に基づいて作成した資料です。

注記2: 補助事業の詳細は執行団体に問合せください。

注記3: 表中の「-」は公募要領等に明記されていない項目であり、執行団体に問い合わせください。

注記4: 自治体の補助事業は国等の補助事業と併用可能なものを抜粋しています。その他の補助事業は詳細版を参照ください。

平成27年度コージェネ導入関連補助金(自治体)概要

都道府県 市町村	補助事業名	所管・執行団体	補助率(補助額上限)等	対象設備			予算	公募期間
				原動機 発電機	排熱 ボイラ	燃料電 池		
北海道 札幌市	中小企業者等向け次世代エネルギーシステム導入補助	札幌市環境局 環境都市推進部 エコエネルギー 普及推進課	1/10 上限:150万円 ※対象機器設置費用100万円 以上が条件	○	○	×	7,400万円	第1回:H27.8.10~9.24 第2回:H27.10.7~11.11 第3回:H27.11.25~12.16 第4回:H28.1.12~2.3
宮城県	新エネルギー設備導入支援事業補助	宮城県 環境政策課	1/2以内 上限:2,000万円	○	○	○	1億円	H27.4.23 ~ H27.5.29
埼玉県	中小企業ESCO(エスコ)事業補助金	埼玉県 環境部 温暖化対策課	①詳細エネルギー調査補助: 1/3以内(上限:15万円) ②設備改修補助: 1/4以内(上限:1,000万円)	○	○	-	①150万円 ②2,500万円	H27.5.1 ~ H27.11.13 先着順
	コージェネレーションシステム導入補助金	埼玉県 環境部 環境政策課	①国補助併用の場合:1/6 ②県単独補助の場合:1/2 上限額: 10kW未満: ①116.7万円、②350万円 10kW~50kW: ①300万円、②900万円 50kW以上:1,700万円	○	○	○	3,000万円	H27.4.1 ~ H27.6.10
東京都	家庭用燃料電池(エネファーム)蓄電池等に対する補助金	東京都環境公社	機器費の1/4 上限額 PEFC:新築15万円、既築17.5万円 SOFC:新築17.5万円、既築20万円 ガスエンジンコージェネ:22.5万円	○	○	○	約67億円 (基金管理)	H25.6.28~ H28.3.31
	中小事業所向け熱電エネルギーマネジメント支援事業	東京都環境公社	1/2 上限:1億円 (国の補助制度と併用する 場合、経費の1/2まで補助)	○	○	○	30億円	H26年度~H30年度 の期間中に年2回 (第1回:H27.6.17~ 7.31 第2回:H27.11頃予 定)
神奈川県	地域電力供給システム整備事業	神奈川県 産業労働局 エネルギー部 スマートエネル ギー課	1/3 上限:3000万円	○	○	○	3000万円	H27.7.21~ H27.8.31
	神奈川県分散型エネルギーシステム導入事業	神奈川県 産業労働局 エネルギー部 スマートエネル ギー課	1/3以内 ①事業化可能性調査事業: 上限150万円 ②設備導入事業: 上限4000万円	○	○	○	5300万円	第1期:H27.8.6~ H27.8.25 第2期:H27.9.上 旬~H28.1.15
神奈川県 川崎市 相模原市	市内事業者エコ化支援事業	川崎市 環境局 地球環境推進室	1/4以内 (「低CO2川崎ブランド」認定製 品納入時は1/3) 上限:200万円	○	○	×	1,440万円	~ H28.2.1 先着順
	中小規模事業者省エネルギー設備等導入支援補助	相模原市 環境政策課	1/3 上限:100万円	○	○	○	2900万円	H27.6.1~ H27.9.30 先着順
滋賀県	滋賀県事業用再生可能エネルギー・高度利用技術導入加速化事業補助金	滋賀県 エネルギー政策課	・1/3(県産製品導入時は1/2) ・上限 ガスコージェネ:200万円 燃料電池:100万円	○	○	○	1,300万円	H27.5.18 ~ H27.9.30 (各月末に審査・ 採択)
大阪府 堺市	省エネ設備等導入支援	環境局 環境都市推進部 環境エネルギー課	①省エネ設備を2種以上導入する 場合:1/3以内 ②EMSを含め、省エネ設備を2種 以上導入する場合:1/2以内 ※上限:300万円	○	○	○	6000万円	H27.4.6 ~ H27.12.16 先着順
岡山県 岡山市	岡山市事業所用スマートエネルギー導入促進補助事業	岡山市 環境局環境保全課 地球温暖化対策室	1/3 上限:150万円	○	○	-	8,150万円	H27.4.24~ H28.3.17 先着順
鳥取県	鳥取県環境対策設備導入促進補助金	鳥取県 商工労働部 産業振興課	1/2 上限:500万円	○	○	○	2,583万円	H27.4.23 ~ H27.6.22

注記1:本資料は2015年8月20日現在、省庁、都道府県、政令指定都市を対象に調査した内容に基づいて作成した資料です。

注記2:補助事業の詳細は執行団体に問合せください。

注記3:表中の「-」は公募要領等に明記されていない項目であり、執行団体に問い合わせください。

注記4:自治体の補助事業は国等の補助事業と併用可能なものを抜粋しています。その他の補助事業は詳細版を参照ください。

平成27年度 コージェネ導入関連補助金(省庁)

所管省庁	補助事業名	執行団体	補助率(上限)等	対象設備			予算	対象事業者	対象設備要件 (主要項目のみ抜粋)	公募期間	事業期間	
				原動機発電機	排熱ボイラ	燃料電池						
経済産業省	エネルギー使用合理化等事業者支援補助金	環境共創イニシアチブ(SII)	・1/3以内 (エネマネ事業者活用時1/2以内) ・上限: 50億円/年度・事業 ・下限: 100万円/年度・事業	○ 電力逆潮流時も補助対象	○	○	約210億円	事業活動を営んでいる法人及び個人事業者	以下のいずれかの事業の組み合わせ(ただし区分Ⅲのみの申請は不可)で、要件に合致した省エネルギー、電力需要平準化を行う事業(詳細は公募要領等を参照) 区分Ⅰ: 省エネ設備・システム導入支援(省エネルギー率1%以上等) 区分Ⅱ: 電気需要平準化対策設備・システム導入支援(ピーク対策効果5%以上等) 区分Ⅲ: エネマネ事業者を活用(区分Ⅲの効果で省エネルギー率1%以上、ピーク対策効果5%以上等) ※申請区分によって要件が異なる点注意 ※発電設備の更新、かつ売電量が增加するが自家消費分が5割以上である場合、発電設備に係る補助対象経費(設備費)の1/2を補助対象経費として補助する。(従来は補助対象外)	H27.6.19 ~ H27.7.15	交付決定日~ H28.1.29 複数年申請可	
	エネルギー使用合理化等事業者支援補助金(民間団体等分)(LPガス分)	日本LPガス団体協議会	・1/3以内 ・上限: 1.8億円/事業	○	○	×	4.9億円	家庭用需要を除く全業種の事業者(リース・エネルギーサービス等についても対象)	石油ガスを主燃料とする工業炉、ボイラ、乾燥炉、焼却炉、冷温水機、自家発電設備等のエネルギー多消費型設備で、以下の全てに該当すること。(詳細は公募要領を参照) (1) エネルギー多消費型設備の基準に該当すること (2) 対象設備が更新または改造により5%以上の省エネルギーが図られること、または、高効率設備の基準に該当すること (3) 対象設備の更新または改造によって12%以上の省CO2が図られること (4) 省CO2の費用対効果の値が100.0千円/▲t-CO2未満であること (5) 補助対象経費における燃料消費量削減効果による投資回収が4年以上の事業であること (6) 対象設備に燃料使用量を測定する専用の計測装置を取り付けること(中小企業者等に対する優遇あり)	H27.5.7 ~ H27.6.15	原則単年度 交付決定日~ H28.2.15までに完了	
	分散型電源導入促進事業費補助金	ガスコージェネレーション推進事業(合計発電出力: 5kW以上10,000kW未満)	都市ガス振興センター	・地方自治体等: 1/2以内 ・民間: 1/3以内 上限: 5億円/年・1補助事業	○	○	○	249.7億円 (基金管理最長5年)	家庭用需要を除く全業種	①高効率天然ガスコージェネレーション設備(詳細は公募要領を参照) 以下1)、2)を満たす事業 1)省エネ率: 10%以上(5kW~500kW未満)、15%以上(500kW以上) 2)省エネ率に加え以下要件を満たすもの。 a)技術的新規性を有する設備 b)排熱利用を加味し、総合的に高効率性を有する設備 c)既設天然ガスコージェネレーション設備の更なる高度利用を図る設備 ②高効率天然ガスコージェネレーション活用型エネルギー供給設備(地域熱供給等) 以下1)~3)を満たす事業 1)温・冷熱供給量: 21GJ/h以上 2)省エネ率: 5%以上 3)廃熱依存率: 40%以上(GEの場合は補正にて評価可能) ③燃料電池 発電電力50kW以上かつ省エネ率10%以上	H27.4.27 ~ H27.6.10	原則単年度 最長2年 交付決定日~ H28.2.15までに完了
		ガスコージェネレーション推進事業(合計発電出力: 10,000kW以上)		1/6以内 ただし、 パイプライン沿線: 1/4以内 上限: なし	○	○	×			①高効率天然ガスコージェネレーション設備(詳細は公募要領を参照) 以下1)、2)を満たす事業 1)省エネ率: 16%以上 2)省エネ原単位: 0.20kL/kWh以上 ②高効率天然ガスコージェネレーション活用型エネルギー供給設備(地域熱供給等) 以下1)~3)を満たす事業 1)温・冷熱供給量: 21GJ/h以上 2)省エネ率: 6%以上 3)廃熱依存率: 40%以上(GEの場合は補正にて評価可能) 対象事業者は次のいずれかの要件を満たすこと。 a)特定電気事業、特定供給、卸供給事業等という形態により、一定の義務を負って電力供給する。 b)新たに導入するコージェネの合計発電電力の内、1/2以上の電力を逆潮流できる場合であって、災害時等の非常時においても原則として逆潮流を行い続ける。	H27.4.27 ~ H27.6.10	原則単年度 最長3年 交付決定日~ H28.2.15までに完了
		スマートコミュニティ導入促進事業	新エネルギー導入促進協議会	2/3以内	○	○	-	8,059百万円 (基金管理)	・民間会社 ・地方公共団体 ・民間会社を主提案法人(幹事法人)とする共同体もしくは任意団体	以下の主要要件いずれも満たすこと。(詳細は公募要領を参照) 1)「スマートコミュニティ・マスタープラン策定事業」に基づき、導入されるシステム及び機器等 2) 補助対象システム・機器は、提案時において商用実績のあるもの、若しくは、導入時において次世代エネルギー・社会システム実証事業又は次世代エネルギー技術実証事業又は国際エネルギー消費効率化等技術・システム実証事業において実証が完了する予定のものであること。 3)以下のいずれかを満たすシステム・機器 a) 地域エネルギー管理システム等の上位のエネルギー管理システムとの協調運用が可能である、又は、そのための機能拡張が具体的に可能となっている。 b)法令やまちづくりガイドライン等の規制的手法に基づき、事業対象地域において導入されるもの。	H27.3.16 ~ H27.9.30 一次締切: H.27.5.8 二次締切: H.27.6.30	最長でH28.1.29までに完了
	環境省	低炭素価値向上に向けた社会システム構築支援事業	福祉・公共施設等整備に当たっての低炭素価値向上分野(省CO2型福祉施設等モデル支援事業)	低炭素社会創出促進協会	①設備導入調査: 定額(上限100万円) ②設備導入: 1/3	○	○	-	小規模老人福祉施設等の所有・運営団体	①導入調査事業…以下の事項について検討し、設備改修計画に基づき、設備導入を実施すること(詳細は公募要領参照) a) 対象施設の空調設備、給湯設備、照明設備等の現状把握(数量、エネルギー使用量、光熱費、維持管理費、温室効果ガスの排出量等) b) 高効率設備の導入数量、導入コストの算出等、設備改修計画を策定するために必要な検討と解析 ②設備導入補助事業…以下を全て満たす設備で、対象施設全体のエネルギー起源二酸化炭素排出量を5%以上削減 a) エネルギーを消費する設備の導入 b) 対象施設において使用する設備の導入 c) 低炭素化を推進する設備の導入	H27.4.14 ~ H27.5.15	①導入調査: 原則単年度 交付決定日~ H28.2未までに完了 ②設備導入: 原則2年以内 (申請は年度毎)
次世代型社会インフラ整備に当たっての低炭素価値向上分野(地域の未利用資源等を活用した社会システムイノベーション推進事業)			①事業化計画(上限2000万円) 地方公共団体: 定額 その他: 1/2 ②実証事業: 2/3 ③設備導入事業 地方公共団体: 2/3, 1/2 その他: 1/2, 1/3		○	○	-	・民間企業 ・法人(独立行政法人、社団法人等) ・地方公共団体の組合		地域で未利用な、又は効果的に活用されていない熱や湧水等の資源の効果的利用及び効率的な配給システム等、地域単位の低炭素化を大きく推進するモデル的な取組に必要な設備導入(詳細は公募要領参照) ①事業化計画策定事業 モデル的取組の具体的な事業化に向けて必要な基本設計調査、需給調査、事業性・資金調達等の検討等を行う事業 ②地域資源の特性に適した熱供給・発電システム実証事業 技術的に確立され、かつ中小規模な設備・システムの実証を支援する事業(メタン発電システムの実証に当たっては、食品残渣・家畜糞尿等に由来するものに限る) ③設備導入事業 モデル的取組に必要な設備等の導入を行う事業	H27.4.14 ~ H27.5.15	①導入調査: 原則単年度 交付決定日~ H28.2未までに完了 ②設備導入: 原則2年以内 (申請は年度毎)
先進対策の効率的実施による二酸化炭素排出量大幅削減設備補助事業(ASSET事業)		温室効果ガス審査協会	1/3以内 上限: 2億円/1事業者	○	○	○	28億円	・民間企業 ・独立行政法人 ・法人(公益財団法人、一般社団法人等)	国内の事業場・工場において、補助対象設備の導入を行う事業のうち、1)~3)の要件をすべて満たす事業(詳細は公募要領参照) 1) 事業場・工場における基準年度排出量が50t-CO2以上であること 2) 二酸化炭素排出量が、基準年度比で削減される事業内容であること 3) 「BAT 設備機器一覧」に掲載された設備機器を少なくとも1つ以上導入すること a) コージェネレーション: 総合効率82%以上、発電効率41%以上	H27.4.27 ~ H27.5.29	交付決定日~ 28.2.29	

注記1: 本資料は2015年8月13日現在の調査内容に基づいて作成した資料です。
 注記2: 補助事業の詳細情報は執行団体に問合せください。
 注記3: 表中の「-」は公募要領等に明記されていない項目であり、各執行団体にお問い合わせください。
 注記4: 対象設備要件は主要なものを抜粋していますので、その他の条件については各補助事業の応募要領を参照ください。

平成27年度 コージェネ導入関連補助金(省庁)

所管省庁	補助事業名	執行団体	補助率(上限)等	対象設備			予算	対象事業者	対象設備要件 (主要項目のみ抜粋)	公募期間	事業期間	
				原動機発電機	排熱ボイラ	燃料電池						
環境省	設備の高効率化改修支援モデル事業 <NEW>	温室効果ガス審査協会	①民間企業 資本金1,000万円未満:2/3 資本金1,000万円以上:1/2 ②地方公共団体 政令市未満:2/3 都道府県、政令市及び特別区:1/2 ③上記以外:1/2 補助金上限:なし	○ メンテナ ンス補 助	○ メンテナ ンス補 助	○ メンテナ ンス補 助	5億円	・民間企業 ・独立行政法人 ・法人(公益財団法人、 一般社団法人等)	本事業では資金不足から、部品の劣化やメンテナンス不足により効率の低いまま稼働している設備の高効率化改修(部品・部材の交換・追加等)を支援することで、低下した効率の改善を促進し、費用効率的な二酸化炭素削減手法を確立することを目的としています。 (詳細は公募要領参照) 1)国内に所有・運用している設備に関して、①、②いずれかの改修を行ない、エネルギー消費量を削減する事業 ①エネルギー効率と密接な関係のある部品・部材のうち、効率低下の原因となっているものの交換を行い、当該設備のエネルギー効率を、導入当初と同等以上まで改善する事業 (例:発電機などのタービンの部品交換し、低下した効率を改善等) ②改修を行う設備若しくは当該設備と連結された蒸気配管等に付加することで、当該設備の運転時の負荷を軽減することにより、当該設備のエネルギー効率を初期の状態以上に改善するような部品・部材を追加する事業(例:蒸気配管やバルブにジャケット式の断熱カバーを設置する等) 2)国からの他の補助金(負担金、利子補給金含む)を受けていないこと 3)償却資産登録された、現在稼働中の設備の改修であること	H27.4.30 ~ H27.6.12	原則単年度 交付決定日~ H28.2.29	
	先進的「低炭素・循環・自然共生」地域創出事業 (グリーンプラン・パートナーシップ事業)	日本環境協会	①調査・計画策定(上限1000万円/件) 都道府県、市町村、特別区等:定額 その他(民間企業等):1/2 ②設備導入(上限なし) 政令指定都市以外の市町村:2/3 その他(民間企業等):1/2	○	○	×	48億円 (新規公募分 約14億円)	・都道府県、市町村、特別区及び地方公共団体の組合 ・民間企業 ・法人(公益財団法人、 一般社団法人等)	地球温暖化対策地方公共団体実行計画等に計上された事業の実現に必要な設備導入等を補助する。 コージェネレーションについては以下の1)2)いずれも満たすこと。(詳細は公募要領参照) 1)出力10kW以上のものにおいて総効率65%以上のもの、出力10kW未満のものにあっては総効率80%以上のもの 2)エンジンは希薄燃焼方式、酸素センサ付三元触媒方式又は選択還元脱硝方式のものに限る。タービンは予混合希薄燃焼方式、中高温選択還元脱硝方式、低温選択還元脱硝方式、熱電可変方式、再生サイクル方式又は再熱サイクル方式のものに限る。	H27.5.1 ~ H27.6.12	単年度: 交付決定日~ H28.2.29 複数年度:可	
	用地による低炭素社会推進事業	地熱・地中熱等利用事業の事業化計画策定	環境省地球環境局	<事業化策定支援> ①都道府県、市町村特別区及び地方公共団体の組合:定額(上限:1,000万円) ②その他:2/3	○	○	-	16億円 (他補助事業と合算)	・都道府県、市町村、特別区及び地方公共団体の組合 ・民間企業 ・法人(公益財団法人、 一般社団法人等)	二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金交付要綱第4条第1項第6号アに規定する事業で以下要件を満たす1)地方公共団体や民間事業者等が地熱・地中熱又は温泉付随ガスを利用した事業の事業化を前提とした計画策定を行うものであること。 2)環境に配慮しつつ低炭素社会の構築に資する取組であって、事前調査、基本設計、事業性評価等の事業化に向けた具体的な検討を行うものであること。 3)補助事業の実施により策定される計画の実施が合理的に見込まれること。	H27.4.2 ~ H27.5.15	原則単年度
		地熱・地中熱等利用推進事業のうち温泉施設における温暖化対策事業	環境省自然環境局	<設備導入支援> ①政令市未満、政令市未満の市町村により設立された組合:2/3 ②その他:1/2以内	○	○	-	1.5億円	・都道府県、市町村、特別区及び地方公共団体の組合 ・民間企業 ・法人(公益財団法人、 一般社団法人等)	コージェネレーション:以下要件いずれも満たす事業(詳細は事業パンフレット等を参照) 1)原則として、温泉に付随する可燃性天然ガスの全量を燃焼できる能力を有する設備であること。 2)温泉に付随する可燃性天然ガスのみを燃料とする設備であること。 その他温泉法、鉱山保安法に関する条件など10項目を満たすもの	H27.4.2 ~ H27.5.15	原則単年度
		省CO2型リサイクル高度化設備導入促進事業 (食品再生利用施設併設型小型メタン発酵設備導入事業)	廃棄物・3R研究財団	1/2	○	○	-	900百万円	・民間企業 ・法人(公益財団法人、 一般社団法人等)	食品循環資源の飼料化又は肥料化施設において生じた余剰食品循環資源を用いて得たバイオガスを当該施設内で利用するために小型メタン発酵設備を導入する事業であること。(詳細は公募要領参照) ※「余剰食品循環資源」とは、飼料化又は肥料化を行うために飼料化又は肥料化設備に集められた食品循環資源であって飼料化又は肥料化に用いることができなかったものをいう。 ※小型メタン発酵設備とはメタン発酵槽からガスボイラー装置若しくはガスエンジン装置又その両方までの一連の装置をいう。	H27.5.13 ~ H27.6.12	交付決定日~ H28.2.29
国土交通省	サステナブル建築物等先導事業 (省CO2先導型)	建築研究所	1/2以内 補助金上限: ①非住宅の新築は採択プロジェクトの総事業費の5%または10億円の少ない金額 ②戸建住宅 300万円	○	○	-	60.75億円の内数	・導入する建築主等(民間事業者等) ・建築主と連携したESC ○事業者、リース事業者、エネルギーサービス事業者等	<対象事業> 住宅及び住宅以外のオフィスビル等の建築物に関して次の①~④のいずれか、またはそれらの組み合わせによるプロジェクトであって、省CO2の推進に向けたモデル性、先導性が高いものとして選定されたものを補助の対象とします。 ①住宅・建築物の新築 ②既存の住宅・建築物の改修 ③省CO2のマネジメントシステムの整備 ④省CO2に関する技術の検証(社会実験・展示等) ※2回に分けて公募予定 <要件>以下のすべての要件を満たしている事業(詳細は募集要項等を参照) 1)新築、既存改修に関するプロジェクトについては、所定の省エネルギー性能(省エネ法に基づく省エネ基準)を満たす 2)住宅・建築物プロジェクト総体として省CO2を実現し、先導性に優れているプロジェクトであること 3)平成27年度に事業着手するもの(実施設計又は建築工事に着手)	H27.6.9 ~ H27.7.17	H27~29年度の3年間を予定	
	既存建築物省エネ化推進事業	国土交通省 既存建築物省エネ化推進事業評価事務局	1/3 (上限:5,000万円/件、内、設備費は2,500万円まで)	○	○	-		建築主等(ESCO事業者、リース事業者、エネルギーサービス事業者等含む)	以下の1)~7)すべての要件を満たしている事業(詳細は募集要項等を参照) 1)躯体(外皮)の省エネ改修を行うものであること 2)建物全体におけるエネルギー消費量が、改修前と比較して15%以上の省エネ効果が見込まれる改修工事 3)改修後に一定の省エネルギー性能に関する基準を満たすこと 4)改修後の建築物の省エネルギー性能を表示すること 5)エネルギー使用量の実態を把握する計測を行い、継続的なエネルギー管理、省エネルギー活動に取り組む 6)省エネルギー改修工事とバリアフリー改修工事に係る事業費の合計が500万円以上であること (ただし、複数の建築物における事業をまとめて提案し、上記事業費以上となる場合も可とする) 7)平成27年度中に着手するものであること。	H27.6.26 ~ H27.7.30	交付決定日 ~H29.2.末 (複数年度:可)	
	地域型住宅グリーン化事業 <NEW>	木を活かす建築推進協議会内	[1]長期優良住宅:100万円/戸 [2]認定低炭素住宅:100万円/戸 [3]ゼロ・エネルギー住宅:165万円/戸 [4]認定低炭素等の一定の良質な建築物:1㎡につき1万円を上限(総額上限:1000万円)	○ 主に 小型	○	○ 家庭用	110億円	個人、個人事業主、中小事業者等 ※応募グループによって 構成員・事業者数の規定あり	<概要>連携体制(グループ)の構成により、次の4種類の木造住宅・建築物を整備する取組に対し支援します。 応募するタイプによって、補助の要件、補助金額や補助対象経費などが異なります。(詳細は公募要領を参照) [1]長寿命型(長期優良住宅:木造、新築) [2]高度省エネ型(認定低炭素住宅:木造、新築) [3]高度省エネ型(ゼロ・エネルギー住宅:木造、新築および改修) [4]優良建築物型(認定低炭素建築物等一定の良質な建築物:木造、新築)以下の要件など計8項目すべてを満たすもの <燃料電池の性能要件> PEFC:発電効率33%以上(LHV基準)及び総合効率80%以上 SOFC:発電効率40%以上(LHV基準)及び総合効率80%以上 ※50%負荷運転時総合効率60%以上(LHV基準) <ガスエンジン・コージェネレーションの性能要件> 総合効率80%以上	第1期間 H27.5.1 ~ H27.5.25 第2期間 H27.5.26 ~ H27.6.8	平成27年度内に事業着手・補助金交付申請まで必要	
	災害時業務継続地区整備緊急促進事業 <NEW>	国交省都市局市街地整備課	①地方公共団体、都市再生機構等:2/5 ②民間事業者等: 1)地方公共団体から補助なし: 23%*2/5 2)地方公共団体から補助あり: 23%*4/15 ・補助金総額上限:20億円/事業	○	○	○	3.48億円	・地方公共団体 ・都市再生機構 ・法律に規定する協議会 ・民間事業者等	都市機能が集積しエネルギーを高密度で消費する拠点地区において、災害時の業務継続の確保に資するエネルギーの面的ネットワークの整備に必要な施設の整備等を支援(詳細は募集要領を参照) <対象地区>以下のいずれかの地区 1)都市再生緊急整備地域又は、乗降客数が100万人以上/日の主要駅周辺地区であって、エネルギー供給先に災害対策基本法に基づく指定地方機関の施設、災害拠点病院、帰宅困難者の受入など地方公共団体と協定に規定する一時滞在施設いずれか一つを含む地区 2)都市機能誘導区域かつ低炭素まちづくり計画に記載された地区内でエネルギー供給先に地方公共団体の本庁舎、指定公共機関等、災害拠点病院いずれか一つを含む地区 <対象事業> 施設整備事業計画に定められた事業	H27.3.2 ~ H27.3.19	交付決定日~ ※平成28年度に継続して事業を行う場合、補助金交付申請必要	

注記1:本資料は2015年8月13日現在の調査内容に基づいて作成した資料です。
注記2:補助事業の詳細情報は執行団体に問合せください。
注記3:表中の「-」は公募要領等に明記されていない項目であり、各執行団体にお問い合わせください。
注記4:対象設備要件は主要なものを抜粋していますので、その他の条件については各補助事業の応募要領を参照ください。

平成27年度コージェネ導入関連補助金(自治体)

都道府県市町村	補助事業名	所管・執行団体	補助率(補助額上限)等	対象設備			予算	対象事業者	対象設備要件(主要項目のみ抜粋)	公募期間	事業期間
				原動機発電機	排熱ボイラ	燃料電池					
北海道	一村一エネ事業 (北海道エネルギーフロンティア事業)	北海道経済部 産業振興局 環境・エネルギー室	・省エネ 交付単価(※):20万円 上限:1,000万円 ・新エネ導入 交付単価:35万円 上限:2,000万円 ※ 交付単価:事業計画書記載の省エネエネルギー量及び新エネ導入量を原油換算し、それぞれに応じた単価を乗じた額と補助対象経費の合計額のいずれか低い額。	○	○	○	9,000万円	法人及び団体等と市町村で構成するコンソーシアム	地域の特色を生かした省エネルギー・新エネルギーを推進する取組で、経済性及び地域経済活性化等について、定量的・具体的な効果が見込まれる取組について補助を行います。ただしFIT対象認定を受けている設備は対象外(詳細は公募要領参照) ＜事業計画テーマ＞ ・首都圏等の事業者との連携による国内全体の低炭素化への貢献 ・地元の産業部門の低炭素化を支える地域ぐるみのCO2排出抑制・相殺等 ・バイオマスや雪氷冷熱等の利用による産業活性化機会の創出や地域の社会・環境コストの削減等 ・エネルギーをテーマとした体験情報発信拠点の整備・電気・ガス・石油・新エネ等、エネルギー事業者間の連携促進 ※同一設備範囲で国との補助金併用は不可	H27.4.1 ~ H27.6.1	H28.2.15までに完了すること
北海道	札幌市 中小企業者等向け次世代エネルギーシステム導入補助	札幌市環境局 環境都市推進部 エコエネルギー普及推進課	1/10 上限:150万円 ※対象機器設置費用100万円以上が条件	○	○	×	7,400万円	中小企業、社会福祉法人、学校法人、医療法人、区分所有住宅の管理組合	指定する新エネルギー機器、省エネルギー機器の導入(以下主要要件。詳細は公募要領を参照) ＜天然ガスコージェネレーションシステム＞ 1)発電出力10kW以上、総合効率(低位発熱量基準):80%以上 2)ガスエンジン、ガスタービンにより発電を行い、排熱を回収して熱利用を行うシステムであること ＜ガスエンジン給湯器の機器要件＞ 1)天然ガス又はLPガスを燃料とし、ガスエンジンユニット並びに貯湯ユニットから構成される熱供給を主目的としたシステム 2)熱出力5kW超、発電出力10kW未満、総合効率80%以上 ※国の補助金と併用可	第1回:H27.8.10~9.24 第2回:H27.10.7~11.11 第3回:H27.11.25~12.16 第4回:H.28.1.12~2.3	第1回:H27.4.1~H28.2.1 第2回:H27.9.24~H28.2.29 第3回:H27.11.11~H28.2.29 第4回:H.27.12.16~H28.3.10
宮城県	新エネルギー設備導入支援事業補助	宮城県 環境政策課	1/2以内 上限:2,000万円	○	○	○	1億円	法人その他の団体、個人事業主	工場、倉庫、店舗、事務所など、県内の事業所に新エネルギー設備を導入する民間事業者等に対して、設備導入にかかる費用の一部を助成(以下主要要件。詳細はパンフレット・公募要領を参照) ・天然ガスコージェネレーション:発電出力5kW以上、廃棄物を燃料としないものに限る ・燃料電池:発電出力50kW以上 ※国の補助金と併用可。ただし、すべての補助金の合計が補助対象経費の2/3を超えることはできません。なお、県の他の補助事業又は市町村が実施する「みやぎ環境交付金」を活用した事業との併用不可	H27.4.23 ~ H27.5.29	交付決定日~ H28.2.22までに確定検査を受検
栃木県	低炭素社会づくり促進事業費補助金 【中小企業者向け補助金】	栃木県 地球温暖化対策課	1/3以内 上限:100万円	○	○	-	2,000万円	中小企業者・中小企業団体	ボイラー、工業炉、空調設備、自家発電設備、照明設備で次のいずれにも該当するもの 1)未使用品であること 2)設備のエネルギー使用量が計測できる機器を備えていること 3)設備から排出される温室効果ガスが更新前のもものと比べて年間10トン以上の削減が見込めること ※国の補助金との併用は不可。	H27.6.1~H27.11.13	交付決定日~H28.2.12
埼玉県	事業者向けCO2排出削減設備導入補助金	埼玉県 環境部 温暖化対策課	1/3以内 上限:500万円	○	○	-	1億円	県内に所在する中小規模事業所もしくは中小規模事業所と共同で実施するリース事業者 ※中小規模事業所:年間のエネルギー使用量(原油換算値)が、1500キロリットル未満	燃料転換もしくは高効率設備への更新などにより、CO2削減を図る(原則としてリプレースに限る)事業であって、当該事業所全体で整備前よりもCO2排出量が削減されること。(以下主要要件。詳細は公募要領参照) 1)指定する機関による省エネルギー診断を受診すること 2)CO2排出量の削減効果の達成を約束するもの 3)重複して本事業の補助金以外の一切の補助金又は助成金を受給してはならない 4)県による現地確認、報告、資料提供その他に協力していただくこと ※本補助金と「埼玉県環境みらい資金融資」との併用は可。国の補助金との併用は不可。	H27.5.1 ~ H27.6.19	交付決定日~H28.2.29までに実績報告書提出
	中小企業ESCO(エスコ)事業補助金	埼玉県 環境部 温暖化対策課	①詳細エネルギー調査補助: 1/3以内(上限:15万円) ②設備改修補助: 1/4以内(上限:1,000万円)	○	○	-	①150万円 ②7,500万円	中小企業者、ESCO事業者	以下の要件を満たす事業(以下主要要件。詳細は公募要領を参照) 1)ESCO事業を通じて、CO2排出量を削減し、削減効果の達成を約束するもの 2)中小企業者が所有又は使用する埼玉県内に所在する事業所で、年間エネルギー使用量(原油換算値)が概ね1,500kL未満の事業所 ※国の補助金との併用可(埼玉県の他の補助金との重複は不可)。国その他の補助金額を除いた額が補助対象経費となります。	H27.5.1 ~ H27.11.13 先着順	交付決定日~H28.2.29までに実績報告書提出
	コージェネレーションシステム導入補助金	埼玉県 環境部 環境政策課	①国補助併用の場合:1/6 ②県単独補助の場合:1/2 上限額: 10kW未満: ①116.7万円、②350万円 10kW~50kW: ①300万円、②900万円 50kW以上:1,700万円	○	○	○	3,000万円	自らの工場・事業場に対象設備を導入する中小規模事業者※ ※中小規模事業者:中小企業基本法の中小企業者または直近3か年連続エネルギーの年間使用量が原油換算で1,500kL未満	以下の1)、2)すべてを満たすこと。 1)コージェネの稼働データ等の提供 2)現地調査やヒアリング調査等の協力 ※国の補助金との併用可。 ※地域工場・中小企業等の省エネルギー設備導入補助金(A類型)と設計費・工事費に関して県の補助をうけることも可。(詳細はQ&A参照)	H27.4.1 ~ H27.6.10	原則単年度 ~H28.2.15

注記1:本資料は2015年8月20日現在、都道府県、政令指定都市を対象に調査した内容に基づいて作成した資料です。

注記2:補助事業の詳細は執行団体に問合せください。

注記3:表中の「-」は公募要領等に明記されていない項目であり、執行団体に問い合わせください。

注記4:対象設備要件は主要なものを抜粋していますので、その他の条件については各補助事業の応募要領を参照ください。

平成27年度コージェネ導入関連補助金(自治体)

都道府県 市町村	補助事業名	所管・執行団体	補助率(補助額上限)等	対象設備			予算	対象事業者	対象設備要件(主要項目のみ抜粋)	公募期間	事業期間
				原動機 発電機	排熱 ボイラ	燃料電池					
東京都	家庭用燃料電池(エネファーム)蓄電池等に対する補助金	東京都環境公社	機器費の1/4 上限額 PEFC:新築15万円、既築17.5万円 SOFC:新築17.5万円、既築20万円 ガスエンジンコージェネ:22.5万円	○	○	○	約67億円 (基金管理)	個人や住宅の開発事業者等	HEMS(国が実施するエネルギー管理システム導入促進事業の補助対象機器に限る。)等を導入する都内の住宅に、補助対象機器を新規に設置する。(詳細はHP参照) ※HEMS等の導入は国の補助制度が利用可能。 ※設置前に助成金の事前申請を行う特例申請を適用を受けた場合、H28.4.1～H30.3.31まで助成金の申請が可能。 ※対象機器(コージェネレーションシステム):以下のうちいずれか 1)家庭用燃料電池システム「エネファーム」 2)ガスエンジンコージェネレーション(対象機種はHP参照) ガスコージェネレーションは東京都低NOx・低CO2小規模燃焼機器認定制度の認定を受けているもの。	H25.6.28～H28.3.31	H25.4.1～H28.3.31
	自家発電設備等導入費用助成事業	東京都 中小企業振興公社	中小企業者単独:1/2 上限:1500万円 中小企業グループ:2/3 上限:2000万円	○	×	-	-	都内中小企業者及び中小企業グループ	都内の自社内に設置する以下の設備。 ①自家発電設備:以下の要件すべてを満たしていること。 1)内燃力を原動力とする火力発電設備で、原則1基出力10kW以上のもの。 2)消防法又は建築基準法で設置を義務付けられている防災用発電設備のみを目的とするものではないこと。 3)コージェネレーションについては、発電に直接要する機器(ガスエンジンユニット)のみを対象とし、停電時に非常用電源として発電できるものに限る。 ※審査に先立って会社の「節電推進アドバイザー派遣事業」等による節電に対するアドバイスを受けることが条件 ※国・都道府県・区市町村等から助成をうけているものは対象になりません。	H27.4.6～H27.9.30	H27年度内
	中小事業所向け熱電エネルギーマネジメント支援事業	東京都環境公社	1/2 上限:1億円 (国の補助制度と併用する場合、経費の1/2まで補助)	○	○	○	30億円	・ESCO事業者 ・リース事業者(ESCO事業者と共同申請時)	中小医療・福祉施設において、以下の要件を満たしていること。(詳細は「手続きの手引き」参照) <対象施設> ・民間医療施設(病床数20床以上～200床未満) ・民間福祉施設(利用定員数28人以上～200人未満) ・公衆浴場(銭湯) <要件> 1)ESCO事業者が中小医療・福祉施設への創エネ機器等を導入するに当たり、ESCO契約(リース事業者が伴う場合は、リース契約を含む)を締結し、施設へのエネルギーマネジメントを実施する 2)ガスコージェネレーションシステムを導入する 3)ピーク時の電力消費を5%以上抑制する 4)30kW以上の発電能力を有するCGSを設置する場合、発電効率(%)と排熱利用率(%)が次の数値を満足する(ESCO事業者又はリース事業者が助成対象機器を所有する) 2.17×発電効率(%)＋排熱利用率(%)>87(%) ※国の補助制度との併用は可。	H26年度～H30年度の期間中に年2回 (第1回:H27.6.17～7.31 第2回:H27.11頃予定)	～H32.12.28まで (ただし、耐震工事と同時工事の場合、～H33.12.28まで)
神奈川県	地域電力供給システム整備事業	神奈川県 産業労働局 エネルギー部 スマートエネルギー課	1/3 上限:3000万円	○	○	○	3000万円	・特定規模電気事業者または特定規模電気事業者を含む複数事業者	再生可能エネルギーなどの地域の分散型電源を確保し地域の複数の需要家に電力を供給するシステムを整備する事業であって、以下の要件すべてを満たしていること(詳細は公募要領を参照) 1)地域電力供給システム整備事業 (ア)電力の調達地域の少なくとも一部に県内を含めること(地産)、県内から調達する電力は再生可能エネルギーなどの地域の分散型電源から発電された電力を含めること (イ)電力の供給地域は原則として全て県内とすること(地消)。なお、供給先の電力需要家は法人、個人などの区分を問わず、電力供給契約の締結が可能なものとする。 2)補助金交付の対象となる事業の範囲 (ア)県内において再生可能エネルギーなど地域の分散型電源を新たに確保する事業 (イ)県内において電力の供給先の需要家を新たに確保する事業 (ウ)県内の分散型電源から調達した電力は原則として全て県内の需要家に供給したうえでその電力の需給バランスを図るための事業 ※国の補助金と併用可。ただし、補助対象経費は国の補助金を控除した経費とします。	H27.7.21～H27.8.31	交付決定日～H28.3.31
	神奈川県分散型エネルギーシステム導入事業		1/3以内 ①事業化可能性調査事業: 上限150万円 ②設備導入事業: 上限4000万円	○	○	○	5300万円	法人(公共法人を除く)	以下の要件すべてを満たしていること(詳細は公募要領を参照) 1)分散型電源により生産される電気・熱を複数の建築物の間で共同利用すること 2)ガスコージェネレーションシステムまたは燃料電池(熱電併給型)を設置すること 3)熱導管または電力自営線を設置すること ※国の補助金と併用可。ただし、補助対象経費は国の補助金を控除した経費とします。また、県の他補助金との併用はできません。 ※県において翌年度も本補助金の予算措置がなされた場合、翌年度に補助金申請を行うことも可	第1期:H27.8.6～ H27.8.25 第2期:H27.9.上旬～ H28.1.15	平成27年度内の事業開始から事業完了までの期間
神奈川県	川崎市 市内事業者エコ化支援事業	川崎市 環境局 地球環境推進室	1/4以内 (「低CO2川崎ブランド」認定 製品納入時は1/3) 上限:200万円	○	○	×	1,440万円	川崎市地球温暖化対策推進条例に定める「中小規模事業者かつ、中小企業基本法で定める中小企業者	次に掲げる省エネルギー型設備を導入すること(CO2削減効果を定量的に算定できること) (詳細はリーフレット参照) ・空調設備、照明設備、燃焼設備、その他事業用設備の更新 ※燃料を燃焼する設備を補助対象としております。コージェネの補助対象への該当については川崎市環境局地球環境推進室まで必ずお問合せください。 ※国、県の補助事業と併用可。ただし、補助対象経費の総額から、国・県等の補助金、寄付金その他の収入の額を控除した額が80万円以上である事業	～H28.2.1 先着順	交付決定日～H28.3.15 までに工事完了・完了届受理が必要
	横浜市 中小製造業設備投資等助成	横浜市 経済局 ものづくり支援課	①省エネ・節電対策設備: 10～20% ②生産設備: 20～30% 上限:1,000万円	○	○	-	1億6,600万円	製造業を営む中小製造業	投資の目的が、次のいずれかに該当する設備投資(詳細は「募集案内」を参照) ・新製品または新商品の開発または生産 ・新たな生産方法の導入 ・経営の改善となるもの ・防災対策となるもの ※対象地域:横浜市内の工業系用途地域及び第1種・第2種住居、準住居、近隣商業、商業地域、市街化調整区域 ※指定リース事業者との契約可 ※助成対象とする設備投資は原則として市内事業者への発注 ※国や県等の他の公的助成制度との重複は不可	～H27.6.19	交付決定日～H27.12.28までに売買等の契約がなされ稼働すること
	相模原市 中小規模事業者省エネルギー設備等導入支援補助	相模原市 環境政策課	1/3 上限:100万円	○	○	○	2900万円	市条例に規定する「中小規模事業者」 (事業者全体での年間のエネルギー使用量が原油換算で1,500kl未満の事業者)	市内に所在する事業所へ省エネルギー設備等を導入する事業であって、次の条件をすべて満たすこと。 (リースを除く)(詳細は「補助制度の案内」を参照) 1)市へ提出した「地球温暖化対策計画書」で計画されている設備。 2)過去3年以内に省エネアドバイザーの派遣を受け、設置効果が認められた設備。 3)補助対象経費の総額が50万円以上であること(国・県等の補助金を差し引いた額)。 4)補助金の交付決定後に工事に着手すること。 5)同一設備で本市の他の補助金を受けていないこと又は受ける予定がないこと。(国・県等の補助金を受けることは差し支えありません。)*※国、県の補助事業と併用可	H27.6.1～H27.9.30 先着順	交付決定日～H28.3.15までに補助事業完了

注記1:本資料は2015年8月20日現在、都道府県、政令指定都市を対象に調査した内容に基づいて作成した資料です。

注記2:補助事業の詳細は執行団体に問合せください。

注記3:表中の「-」は公募要領等に明記されていない項目であり、執行団体に問い合わせください。

注記4:対象設備要件は主要なものを抜粋していますので、その他の条件については各補助事業の応募要領を参照ください。

平成27年度コージェネ導入関連補助金(自治体)

都道府県市町村	補助事業名	所管・執行団体	補助率(補助額上限)等	対象設備			予算	対象事業者	対象設備要件(主要項目のみ抜粋)	公募期間	事業期間
				原動機発電機	排熱ボイラ	燃料電池					
静岡県	中小企業省エネ設備整備事業費補助	静岡県 くらし・環境部環境局環境政策課	1/10 上限:100万円 下限:20万円	○	○	○	2,000万円	・国、地方公共団体及び大企業を除く法人 ・直近の決算書において、債務超過でない法人	以下の要件すべてを満たす事業 1)エコアクション21(詳細は環境省HP参照)又はISO14001の認証を取得している県内の事業所で実施する事業 2)設備の更新・改修により温室効果ガス排出量の削減が見込まれる事業 3)国、市町その他の団体による全部又は一部の補助を受けていない事業	H27.5.29～H27.12.28 先着順	交付決定日～H28.2月末までに完了する事業(支払い含む)
滋賀県	滋賀県事業用再生可能エネルギー・高度利用技術導入加速化事業補助金	滋賀県 エネルギー政策課	・1/3(県産製品導入時は1/2) ・上限 ガスコージェネ:200万円 燃料電池:100万円	○	○	○	1,300万円	中小企業者等(医療法人、社会福祉法人等も含む)	以下の要件を満たすもの(詳細は交付要綱等を参照) 1)専ら自家消費される発電であること。(事業所休業日等における余剰電力の売電は可) 2)県内事業者への発注(契約)であること。(ただし、県内に発注または施工できる事業者がいない場合は、県外事業者も可。) 3)ガスコージェネの場合、発電出力5kW以上の発電出力 ※国の補助金と併用可。ただし、補助対象経費から国の補助金の交付(予定)額を除いた額に交付要綱第4条に定める補助割合を乗じて県補助額を算出する。	H27.5.18～H27.9.30 (各月末に審査・採択)	H28.3.31までに事業完了(支払い含む)
大阪府堺市	省エネ設備等導入支援	環境局 環境都市推進部 環境エネルギー課	①省エネ設備を2種以上導入する場合:1/3以内 ②EMSを含め、省エネ設備を2種以上導入する場合:1/2以内 ※上限:300万円	○	○	○	6000万円	事業所全体における申請前直近1年間のエネルギー使用量が、自動車のエネルギー使用量を除いて、原油換算で1,500kL未満である市内事業所	未使用の省エネ対象設備を2種類以上導入し、対象事業所全体の年間のエネルギー起源温室効果ガス排出量を、5%以上又は10t-CO2以上削減すること。 ※国等の補助制度と併用可。併用する場合は、補助対象経費から国等の補助額を差し引いた額の1/3以内、EMSを含めた場合については1/2以内	H27.4.6～H27.12.16 先着順	実績報告書をH28.3.10までに提出のこと
岡山市	岡山市事業用スマートエネルギー導入促進補助事業	岡山市 環境局環境保全課 地球温暖化対策室	1/3 上限:150万円	○	○	-	8,150万円	・法人又は個人事業者 ・岡山市環境パートナーシップ事業グリーンカンパニー活動(※)の登録事業者であること。 (※補助金交付申請と同時に参加申込み可)	市内に所在する民間の事務所、営業所、商店、工場、その他事業用の建築物に補助対象機器を導入する法人又は個人事業者であって、岡山市環境パートナーシップ事業グリーンカンパニー活動の登録している事業者 ＜ガスコージェネ対象要件＞次に掲げる要件をいずれも満たす(詳細は公募要領参照) 1)定格発電出力が5kW以上である 2)ガスエンジンユニットのJISに基づく発電及び排熱利用総合効率が低発熱量基準で80%以上 3)貯湯ユニットの容量が120リットル以上であること。 4)機器本体及び附属機器の購入費並びに設置工事費の合計額が100万円以上 ※リースも補助対象 ※国の補助金との併用可。ただし、補助対象経費は機器購入費等の合計額から国等の類似の補助金の額を控除して得た額となります。また、県の他補助金との重複交付はできません。	H27.4.24～H28.3.17 先着順	交付決定日～H28.3.25
鳥取県	鳥取県環境対策設備導入促進補助金	鳥取県 商工労働部 産業振興課	1/2 上限:500万円	○	○	○	2,583万円	・中小企業者 ・一般社団法人又は一般財団法人で産業の振興に寄与する試験研究を目的に設立された者	＜対象事業:革新的エネルギー導入＞以下の要件を満たすこと。(詳細は公募要領参照) 1)燃料は天然ガスもしくはLPガス 2)発電出力は5kW以上 ※国の補助金との併用可。ただし、補助対象経費は機器購入費等の合計額から国等の類似の補助金の額を控除して得た額となります。	H27.4.23～H27.6.22	交付決定日から12か月以内
福岡県北九州市	中小企業省エネ設備導入促進事業	北九州市 環境局環境未来都市推進部地域エネルギー推進課	・設備取得分:1/3以内 ・賃借分:設備の賃借に要した経費(賃借開始から半年以内) 上限(合算):300万円	○	○	○	2億円	・中小企業者 ・公益上必要と認める法人(医療法人、社会福祉法人など)	既存施設の構造躯体(外皮)、建築設備の省エネルギーに寄与する改修工事(配線・配管等の工事を伴うもの)が対象。ただし、生産設備に関するものは対象外。また、以下の交付要件を満たすもの。 1)市内にある事務所等に設備を設置すること 2)設備設置工事の施工者及び設計者が市内事業者であること 3)補助対象物件が他の補助を受けていないこと(国補助等との併用不可) 4)市税を滞納していないこと 5)北九州市暴力団排除条例に抵触しないこと	1次募集:H27.3.23～5.29 2次募集:H27.8.3～8.31	交付決定日～H28.2.29までに実績報告書を提出
沖縄県	観光施設等の総合的エコ化促進事業補助金	沖縄県 環境部 環境政策課	1/3 上限:1,500万円 下限:100万円	○	○	○	8,600万円	県内のホテル、旅館等(旅館業法許可施設)及び特定民間観光関連施設	以下の要件を満たすもの(詳細は公募要領参照) 1)補助対象経費には、国や県からの他の補助金が含まれないこと 2)「省エネルギー設備の導入」及び「計測装置・中央監視制御設備の導入」については、改修箇所の設備区分(空調、照明などの設備単位)で10%以上、または建物一棟のエネルギー消費量に対して5%以上の省エネルギー効果があること。	H27.6.11～H27.7.24	交付決定日～H28.1.29

注記1:本資料は2015年8月20日現在、都道府県、政令指定都市を対象に調査した内容に基づいて作成した資料です。

注記2:補助事業の詳細は執行団体に問合せください。

注記3:表中の「-」は公募要領等に明記されていない項目であり、執行団体に問い合わせください。

注記4:対象設備要件は主要なものを抜粋していますので、その他の条件については各補助事業の応募要領を参照ください。

平成27年度コージェネ関連税制優遇

所管 省庁	補助事業名	証明団体	対象設備			概要	対象事業者	期間
			原動機 発電機	排熱ボイラ	燃料電池			
経済 産業 省	生産性向上設備投資促進税制	・コージェネレーション・ コージェネレーション・エネルギー高 度利用センター ・その他機器・各工業団体	○	○	○	コージェネレーションは、先端設備に分類され以下の要件を全て満たすもの。 ①最新モデル(一定期間内【機械装置:10年以内、建物および建物付属設備14年以内】に販売開始された最新モデル) ②生産性※向上(年平均1%以上)(※「単位時間あたりの生産量」「精度」「エネルギー効率」等) ③最低取得価額以上(「機械装置」の場合、単品160万円以上) 税制優遇の措置は以下であり、中小企業は上乘せ措置あり。 1)H26.1.20～H28.3.31 即時償却(取得価格の100%全額償却)または税額控除(5%。ただし、建物・構築物は3%)のいずれか。 2)H28.4.1～H29.3.31 特別償却(50%。ただし、建物・構築物は25%)または税額控除(4%。ただし、建物・構築物は2%)のいずれか。 また、「地域工場・中小企業等の省エネルギー設備導入補助金」を除く他の補助金と併用可能。	青色申告書を 提出する個人 又は法人	H26.1.20 ～ H.29.3.31
	コージェネレーションに係る課税標準の特例措置 の創設(固定資産税)	コージェネレーション・エネ ルギー高度利用センター	○	○	×	コージェネレーション設備に係る固定資産税について、課税標準を最初の3年間、課税標準となるべき価格の5/6に軽減する。 また、国や地方公共団体等の補助金と併用可能です。 ①取得した年より起算して十年以内に販売されている最も新しい型式区分の設備 ②当該設備の型式と一代前設備の型式と比較して生産効率、エネルギー効率、その他の事業の生産性いずれかが年平均1%以上向上 ③総合効率が72%以上(発電出力10kW未満のものは、総合効率が80%以上) ④動力発生設備がエンジン(希薄燃焼方式又はダブル酸素センサー付三元触媒方式のものに限る)又はタービン(予混合希薄燃焼方式、 低温選択還元脱硝方式、熱電可変方式、再生サイクル方式又は再熱サイクル方式のものに限る)を用いている ⑤エンジン又はタービンから排出された熱を利用するための熱交換器、廃熱ボイラー又は廃熱吸収式温水器を同時に設置する	青色申告書を 提出する個人 又は法人	H27.4.1 ～ H.29.3.31

注記1:本資料は2015年8月13日現在の調査内容に基づいて作成した資料です。

注記2:優遇税制の詳細情報は執行団体に問合せください。

注記3:対象設備要件は主要なものを抜粋していますので、その他の条件についてはHPIに記載の優遇税制の要件を参照ください。